

災害補償制度について

平成 1 7 年 8 月 5 日

農 林 水 産 省

目 次

農業災害補償制度について	1
森林国営保険制度について	5
漁船損害等補償制度について	8
漁業災害補償制度について	11
(参考) 農林漁業保険審査会について	14

農業災害補償制度について

1 趣 旨

農業災害補償制度は、自然災害を中心とする農業災害の特殊性にかんがみ、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を保険の仕組みにより補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としており、昭和22年に創設されて以来、国の農業災害対策の最も重要な柱である。

2 制度の仕組み

農業災害補償制度は、農業共済組合等（農業共済組合又は共済事業を行う市町村）、農業共済組合連合会、国（農業共済再保険特別会計）の三段階制での運営を基本としている（次頁参照）。

農業共済組合等は、農家から共済掛金を徴収し、被災農家に共済金を支払う責任を負うが、共済責任の一部を連合会の保険に付し、更に連合会はその一部について国の再保険に付すことにより、全国的に危険を分散している。

3 国の助成

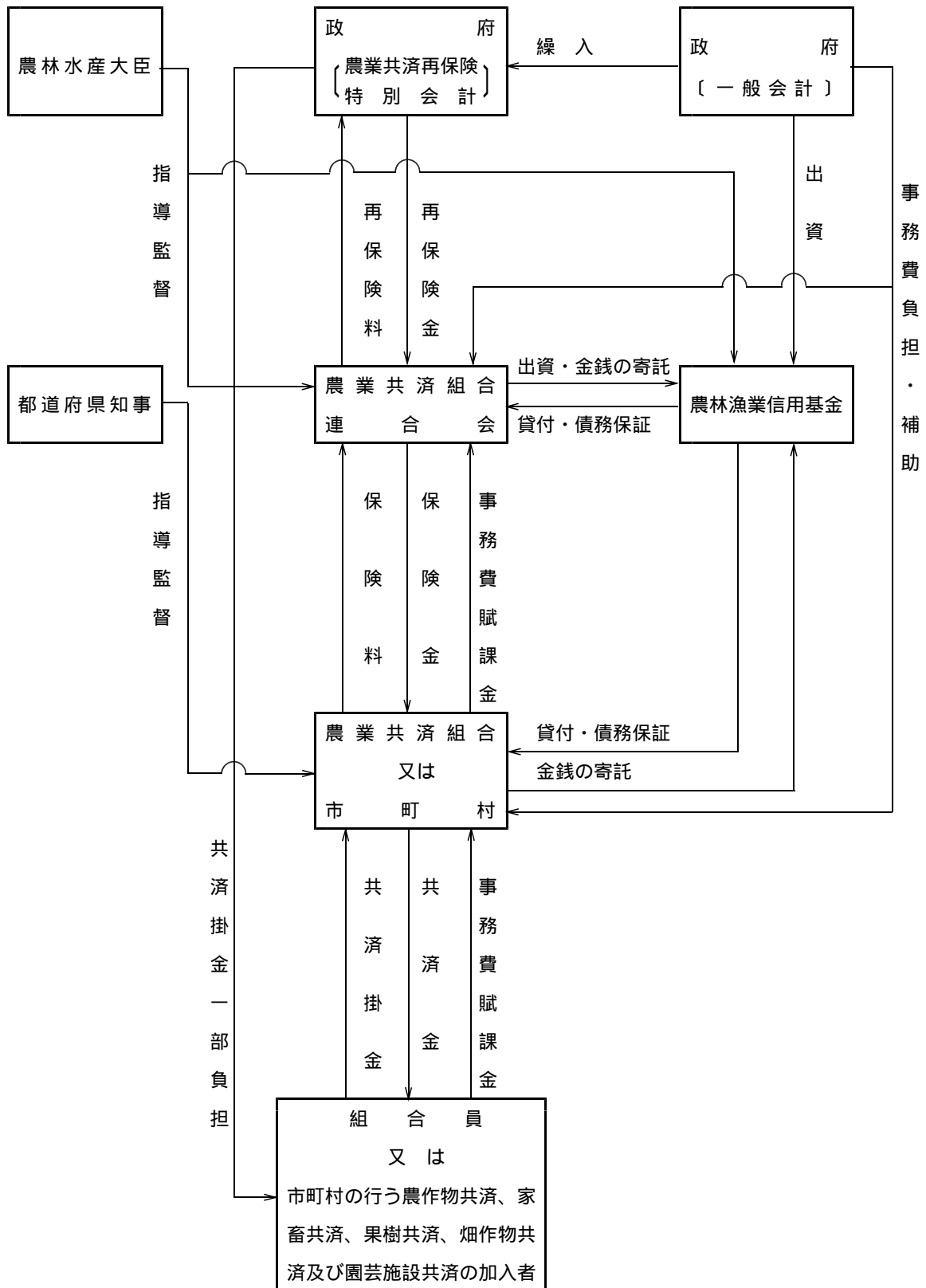
農家の支払う共済掛金並びに農業共済組合等及び農業共済組合連合会の事務費の一部を国庫負担している。

平成17年度農業共済関係予算の総額は、1,220億円（うち農業共済事業事務費負担金523億円、共済掛金国庫負担金669億円）である。

4 事業の種類

事業の種類	共済目的（各共済事業の対象となっている作目）
農作物共済	水稻、麦、陸稻
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む。）

農業災害補償制度の機構



5 引受方式の種類（農作物共済の場合）

引受方式	共済金が支払われる場合
一筆単位方式	耕地一筆ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）がその耕地の基準収穫量の3・4・5割を超えるときに共済金を支払う。
半相殺農家単位方式	農家の被害耕地に係る減収量の合計がその農家の基準収穫量（その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計）の2・3・4割を超えるときに共済金を支払う。
全相殺農家単位方式	農家の減収量（その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）がその農家の基準収穫量の1・2・3割を超えるときに共済金を支払う。
災害収入共済方式（品質方式）	農家ごとに農作物の減収又は品質の低下がある場合、その農家の生産金額が基準生産金額の9・8・7割に達しないときに共済金を支払う。

（注）・「基準収穫量」とは、いわゆる平年収穫量のこと、組合等が耕地ごとに設定する。

・「基準生産金額」とは、いわゆる平年的な生産金額で、過去5か年の出荷資料等を基礎として組合等が農家ごとに設定する。

・各引受方式の支払開始損害割合（補償割合）は、共済規程等で定めるものの中から農家が選択。

6 農業共済事業の引受実績（平成16年産（家畜・園芸施設共済は年度））

事業名	引受戸数	引受数量	引受率	共済金額	共済掛金
	千戸	千ha、千頭、千箱	%	億円	億円
農作物共済	2,210	1,771		13,854	432
水稻	2,116	1,538	90.7	12,829	313
陸稲	1	0.3	7.2	1	0.2
麦	92	232	85.2	1,024	119
家畜共済	110	6,683		7,745	658
乳用牛	25	2,196	87.7	3,308	418
肉用牛等	80	2,440	68.7	3,683	196
馬	3	70	67.1	288	12
種豚	1	252	23.8	205	12
肉豚	1	1,724	22.0	262	21
果樹共済	95	46		1,143	62
収穫	91	45	24.1	1,064	61
樹体	4	1	4.3	79	1
畑作物共済	97			1,371	89
農作物	96	213	54.1	1,363	89
蚕繭	2	17	84.8	7	0.2
園芸施設共済	248	25	47.4	4,594	61
合計	2,761			28,707	1,302

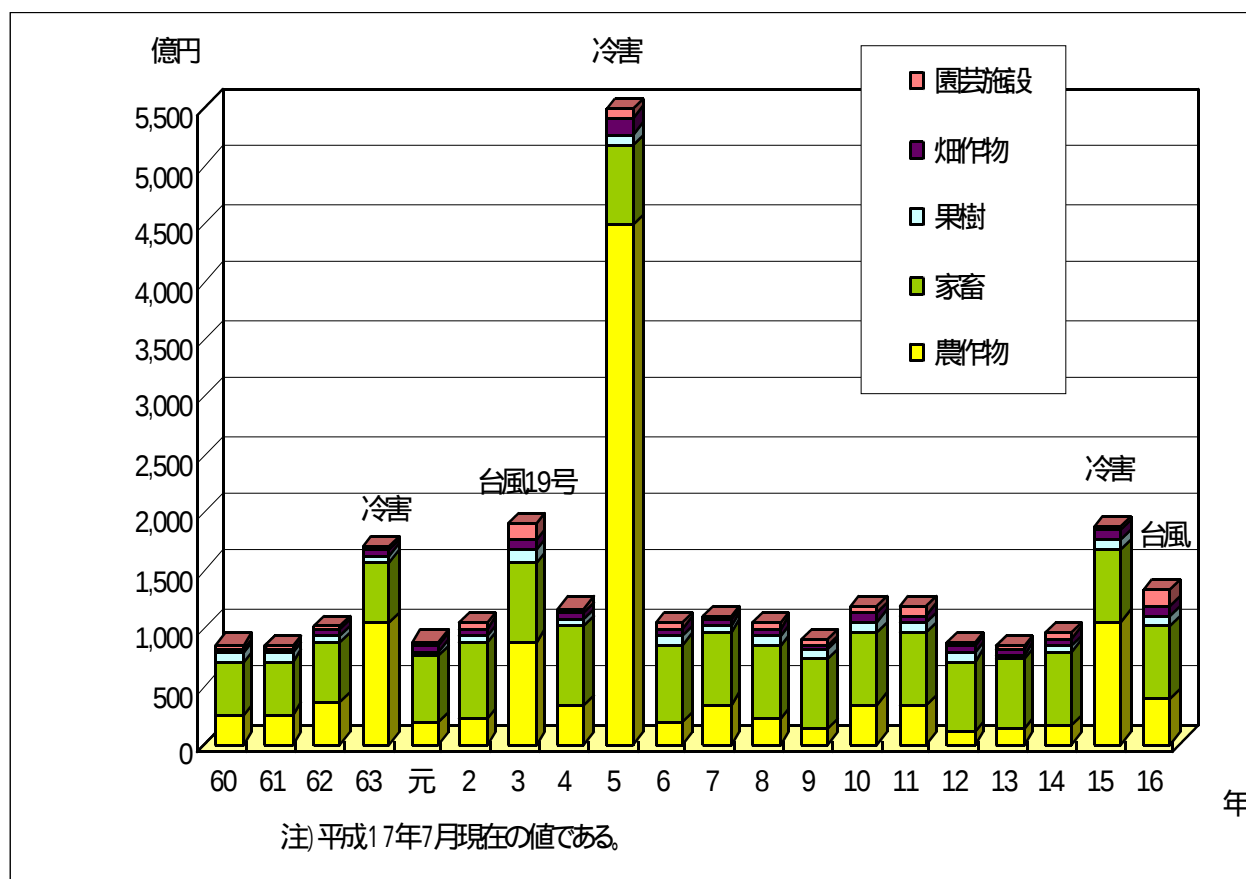
（注）引受率は、面積、頭数又は箱数によるものである。

7 共済掛金の状況（平成16年産）

事業名	総額	国庫負担	農家負担	1戸平均	10a、1頭、 1棟平均
	百万円	百万円	百万円	円	円
農作物共済	43,205	22,045	21,160		
水稻	31,276	15,638	15,639	7,390	1,017
陸稻	21	10	10	8,683	3,109
麦	11,908	6,397	5,511	59,622	2,376
家畜共済	65,824	31,762	34,062		
乳用牛	41,758	20,659	21,099	831,603	9,606
肉用牛	19,630	9,320	10,311	117,159	3,819
馬	1,154	466	688	215,963	9,862
種豚	1,171	462	709	495,990	2,809
肉豚	2,111	855	1,256	1,932,731	729
果樹共済	6,229	3,114	3,114		
収穫	6,146	3,073	3,073	33,714	6,863
樹体	83	41	41	9,591	3,213
畑作物共済	8,925	4,909	4,016		
農作物	8,906	4,898	4,008	41,927	1,882
蚕繭	19	10	8	5,499	478
園芸施設共済	6,066	3,031	3,035	12,236	4,214
合計	130,249	64,861	65,388		

（注）家畜共済及び園芸施設共済は、年度の数値である。

8 共済金の支払状況



森林国営保険制度について

1 趣 旨

森林国営保険制度は、政府が森林国営保険法等に基づき森林について火災、気象災及び噴火災による損失をてん補することを通じて森林資源の維持培養及び林業経営の安定に資するものである。本制度は、昭和12年に林齢20年生以下の森林を対象に火災を保険対象事故として創設されて以来、森林被害の発生状況や森林所有者の保険需要の変化等に対応し、林齢制限の撤廃、保険事故の追加を行う等の制度改正を経てきている。

なお、平成17年4月1日に、最近の森林災害の動向及び森林の価値の動向を踏まえ、保険料率及び標準金額等の改正を行った。

2 事業内容

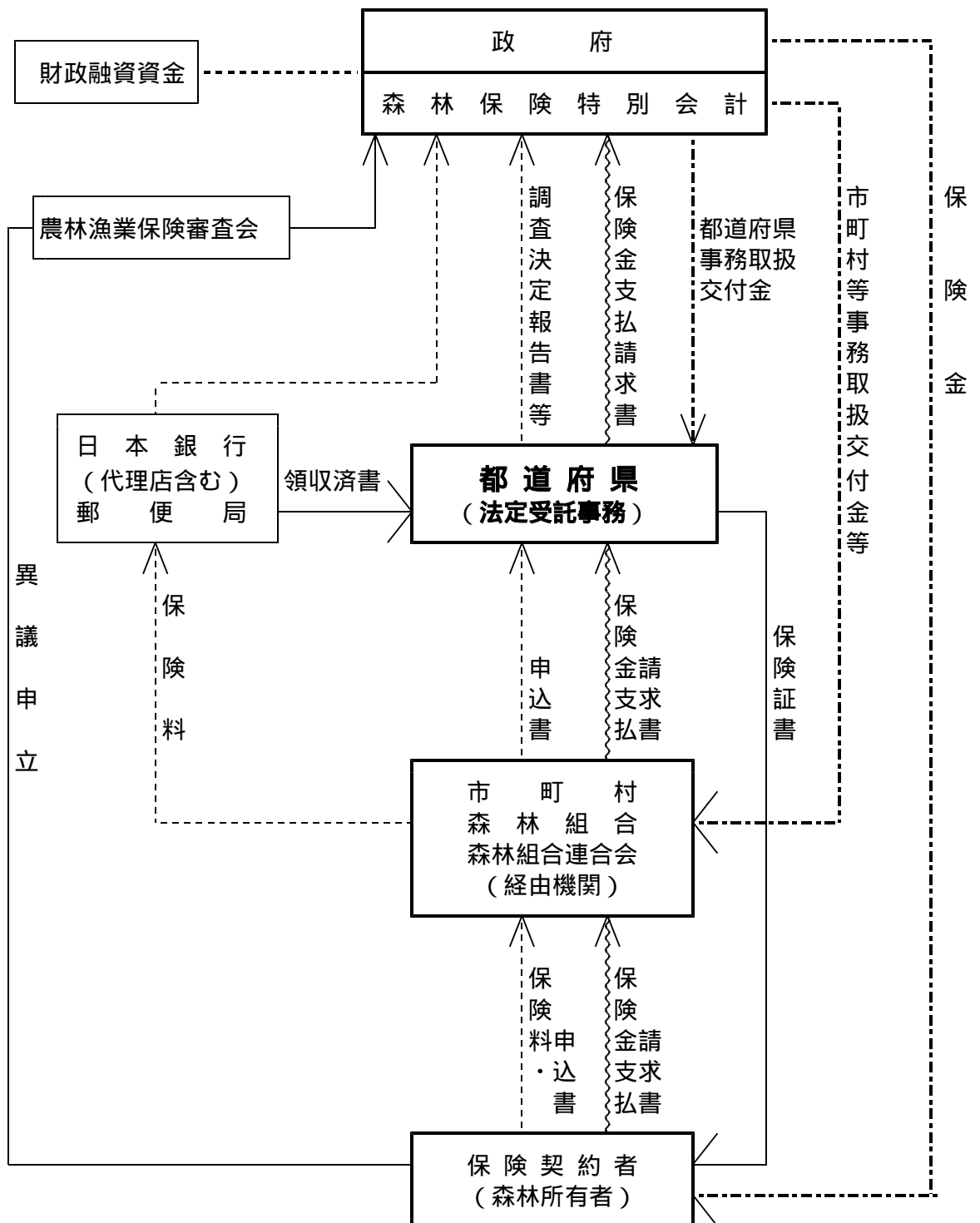
(1) 制度のしくみ

森林国営保険制度は、政府が保険者となり、事務の一部を都道府県に委任するとともに、市町村、森林組合及び森林組合連合会に対して保険料受取事務等の窓口事務を委任することにより運営している。

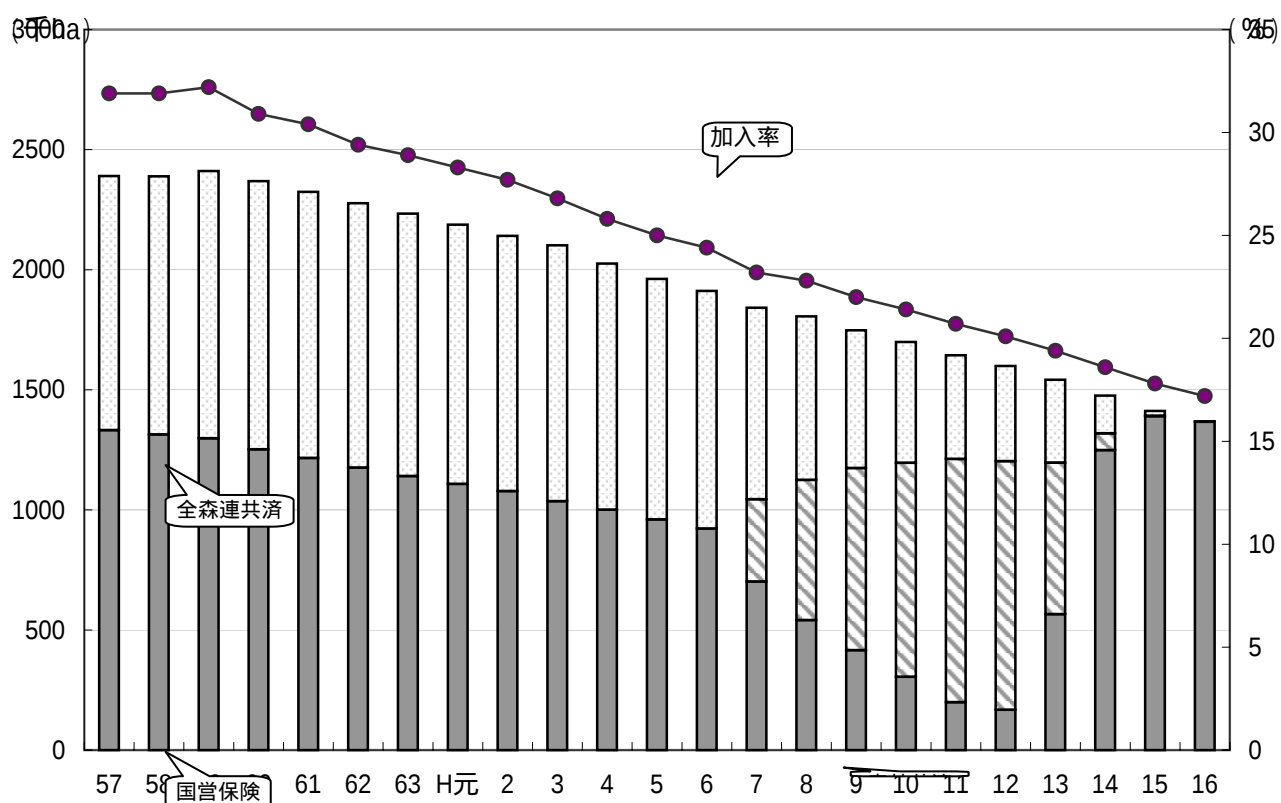
(2) 契約事項の内容

区 分	内 容
保 険 者	政府
被 保 険 者	保険の対象の所有者に限る。
保 険 契 約 者	被保険者以外の者も保険契約者となることができる。
保 険 の 対 象	人工により生立させた樹木の集団
保 険 事 故	火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害に限る）、噴火災
保 険 金 額	樹種、林齢別に定めた標準金額を限度とする（ただし国又は都道府県が評価した額による契約も可）。
保 険 料 率	保険金額1,000円につき樹種、林齢及び地域ごとに定める。

森林国営保険の組織



加入率等の推移



民間損保との比較

区 分		民間会社による森林損保の例	森林国営保険
契 約 内 容	保険の対象	人工林、天然林、伐倒木等	人工林
	対 象 事 故	火 災	火災、気象災及び噴火災
	保 険 期 間	20 年	制限なし

年度別損害てん補状況

(単位:金額、百万円)

年 度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
国 営 保 険 単 独	1,681	658	868	549	656	1,374	990	627	684	888
全 森 連 共 済	654	476	784	605	902	1,468	874	363	233	33
計	2,335	1,134	1,652	1,154	1,558	2,842	1,864	990	917	921

(注) セット保険にかかるてん補金額は内数である。

漁船損害等補償制度について

1 漁船損害等補償制度の目的と仕組み

(1) 目的（漁船損害等補償法第1条）

漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止し、並びに漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補てんするための措置を定め、併せてこれらを補完する措置を講じ、もって漁業経営の安定に資する。

(2) 仕組み

地域又は漁業種類毎に漁船保険の保険の目的たるべき漁船の所有者又は使用者が漁船保険組合を設立し、中小漁業者の相互扶助の精神に基づき、1000トン未満の漁船を対象とする相互保険として漁船保険等を実施し、

組合を会員として設立された漁船保険中央会が、組合の保険責任（国が再保険するものを除く。）の一部を分担（再保険）するとともに、

国は特別会計において、漁船保険中央会及び組合の保険責任の一部を分担（再々保険及び再保険）している。また、100トン未満の保険加入漁船に対し、保険料の一部を負担している。

2 漁船保険等の種類

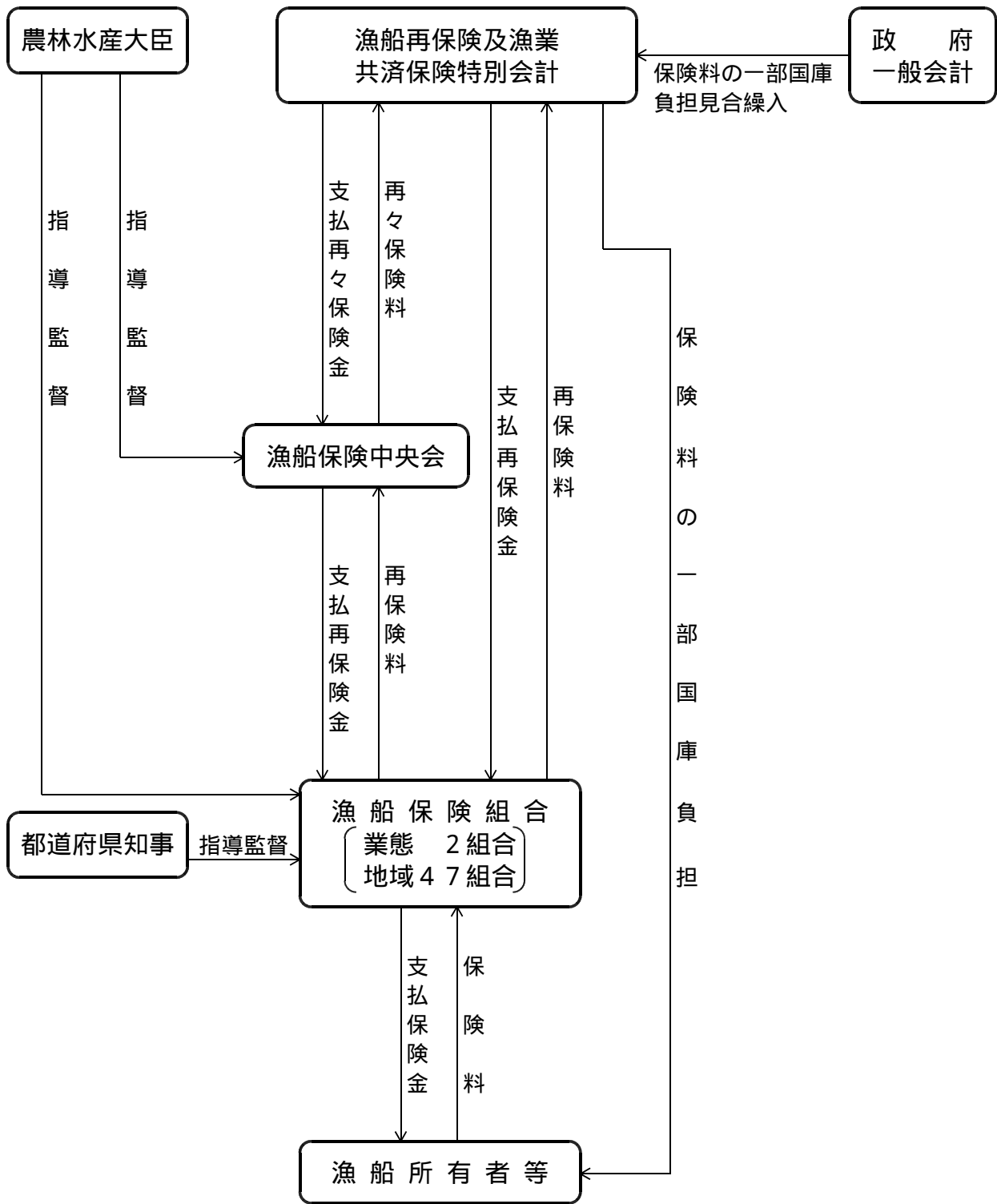
(1) 漁船損害等補償法に基づく保険

漁船保険	普通損害保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害をてん補する。
	満期保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う。
	特殊保険	漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。
漁船船主責任保険		漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害（戦乱等によるものを除く。）を補償する。
	基本損害	人命及び乗客損害以外の自己が負担しなければならない費用の負担、又は自己の賠償責任に基づく賠償。
	人命損害	漁船の運航に伴って生じた当該漁船の乗組員の死亡等に対する労働協約等に基づく支払。
	乗客損害	漁船の運航に伴って生じた当該漁船の利用者の死亡等の事故により生じた損害の賠償又は費用の負担。
漁船乗組船主保険		漁船の運航に伴って、乗組船主に死亡その他の事故が生じた場合（戦乱等によるものを除く。）に一定の金額を支払う。
漁船積荷保険		漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害をてん補する。
任意保険		漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。
		スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する次の損害をてん補する。 漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害。 漁船その他の船舶によるプレジャーボート又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用負担による損害。

(2) 漁船乗組員給与保険法に基づく保険

漁船乗組員給与保険	乗組員が抑留された場合の給与の支払いを保障するため、保険加入事業主の支払うべき給与に代えて保険金を支給する。
-----------	--

漁船損害等補償制度の機構



(注) 上記の 、 及び については、

- ・ 国が再保険する は、特殊保険及び漁船乗組員給与保険
- ・ 漁船保険中央会が再保険する は、普通保険、漁船船主責任保険、漁船積荷保険、漁船乗組船主保険及び任意保険
- ・ 国が再々保険する は、 のうち普通保険（満期保険の損害部分のみ）、漁船船主責任保険（基本損害のみ）、漁船積荷保険

である。

漁船保険等の実施状況（平成１５年度）

（単位：百万円）

区 分	引 受				事 故		
	加入隻数	保険金額	純保険料	再保険料	事故件数	支払保険金	支払再保険金
普 通 保 険 （参考） 在籍漁船隻数 保険加入率	216,317 333,445 64.87%	1,255,699	18,879	16,181	59,636	19,013	16,468
漁船船主責任保険							
基本損害	213,107	16,106,000	3,725	3,307	2,290	2,646	2,381
人命損害	10,107	30,626	46	41	9	11	10
乗客損害	18,165	6,457,230	483	432	68	222	200
計（延べ）	241,379	22,593,856	4,254	3,780	2,367	2,879	2,591
漁船乗組船主保険	27,820	41,512	51	46	33	36	32
漁船積荷保険	905	106,804	223	201	13	139	125
特 殊 保 険	122	17,539	9	8	-	-	-
漁船乗組員給与保険	72	285	2	1	-	-	-
計（延べ）	486,615	24,015,695	23,418	20,217	62,049	22,067	19,216

資料 漁船保険統計表、漁船船主責任保険・漁船乗組船主保険統計表及び漁船積荷保険統計表

漁業災害補償制度について

1 漁業災害補償制度の目的と仕組み

(1) 目的

漁業災害補償制度は、中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を相互にてん補することにより、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としている。(漁業災害補償法第1条)

(2) 仕組み

都道府県ごとに漁協及び漁連を組合員として設立された漁業共済組合は、中小漁業者の相互救済の精神を基調として漁業共済事業を実施している。

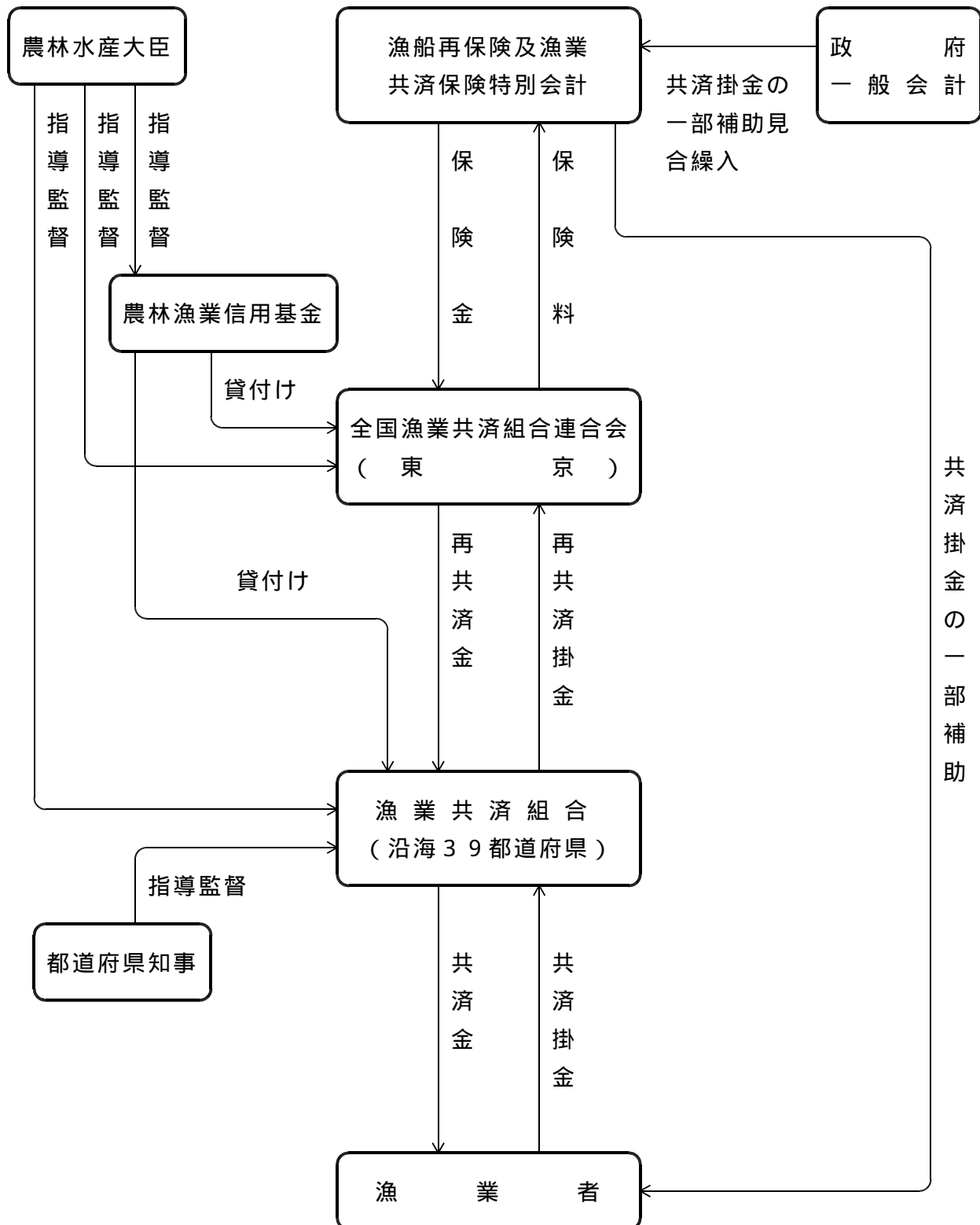
また、漁業共済組合を会員として設立された全国漁業共済組合連合会は、共済責任の一部を分担(再共済)している。

国は、中小漁業者に対し共済掛金の一部を補助するとともに、特別会計により再共済の責任の一部を分担(保険)している。

2 漁業共済事業の種類及び事業の性格

種 類	事 業 の 性 格
漁 獲 共 済	漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失を補償する。
養 殖 共 済	養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償する。
特定養殖共済	特定の養殖業について、生産金額が減少し、かつ、生産数量が一定量に達しない場合の損失を補償する。
漁業施設共済	供用中の養殖施設又は漁具の損壊等による損害を補償する。

漁業災害補償制度の機構



平成 1 5 年度契約に係る漁業共済事業の引受及び支払状況

(単位 : 百万円)

区 分	引受件数	共済限度額 (又は共済価額)	共済金額	純共済掛金	支払件数	支払共済金
	件				件	
漁獲共済	15,204	408,797	214,725	9,382	584	4,363
養殖共済	5,856	122,242	76,517	2,811	880	2,257
特定養殖共済	7,291	105,766	73,220	3,642	0	0
漁業施設共済	28,300	11,638	6,982	277	1,085	157
合 計	56,651	648,443	371,444	16,112	2,549	6,777

資料 「漁業災害補償制度の現況」

（参考）農林漁業保険審査会について

農林漁業保険審査会は、農林水産大臣により任命された２０人の委員により組織される。

審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

また、農林漁業保険審査会には、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の４部会が置かれている。

○ 農林漁業保険審査会の部会と各部会の所掌事務

部 会	所 掌 事 務
森林保険部会	森林保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
農業共済再保険部会	農業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
漁船再保険部会	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
漁業共済保険部会	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。